

■お問い合わせ先 企画課企画振興係 ☎0997 - 72 - 1112

空き家バンク登録物件募集

空き家バンク登録の
 お願いです。
 空き家バンクとは、
 家を貸したい・売
 りたい方と、借りたい・
 買いたい方を町ホー
 ムページを活用して
 繋げる制度です。
 引越したいけど引越
 せない、住みたくて
 も住めないという方
 がたくさんいます。
 このような課題解決
 の為に、空き家バン
 クの活用をよろしく
 お願いします。

▽町ホームページ



制度について詳しく
 知りたいという方は
 お気軽にお問い合わせ
 ください。また、
 町ホームページにも
 制度についての説明
 がありますのでご確
 認下さい。
■日時
 常時募集
■場所
 瀬戸内町内
■対象
 空き家所有権をお持ち
 の方

■お問い合わせ先 鹿児島県議会事務局総務課 ☎099 - 286 - 5013
 FAX 099 - 286 - 5655

「あなたのそばで県議会」
 (大島地域) の開催

県議会では、議員が地域
 に出向き、県民と諸課題
 などについて意見交換を
 行う「あなたのそばで県
 議会」(大島地域)を開
 催します。(入場無料)
 ※新型コロナウイルスの
 感染状況等により延期さ
 せていただく場合もあり
 ます。
 参加時は、マスクの着用
 をお願いします。
■日時
 令和3年10月30日(土)
 13時～15時
■場所
 和泊町(防災拠点施設)
 やすらぎ館
■内容
 テーマ
 「あなたの考える大島地
 域の振興策」

■お問い合わせ先 名瀬公証人役場(8:30～17:15) 奄美市名瀬小浜町4番28号(AISビル4F)
 ☎0997 - 52 - 2661

10月1日～7日は「公正週間」です。

【遺言や大切な契
 約を公正証書が守
 ります。】
 人生100年時代が到
 来し、終活に遺言
 書を活用する方が
 増えつつありま
 す。遺言に早すぎ
 るということはお
 りません。遺言を
 先送りにした結
 果、いざ遺言をし
 ようとしたときに
 は、認知症、不慮
 の死などで手遅れ
 という事態も少な
 くありません。今、
 判断能力があるう
 ちに、将来の備え
 として、遺言や任
 意後見契約その他
 各種契約を公正証
 書で作成し、安心
 した老後を過ごし
 ませんか。



そのほか、金銭の
 貸し借り、賃貸借、
 離婚に伴う子ども
 の養育費の支払い
 や慰謝料などの契
 約を公正証書で作
 成することができ
 ます。相談は無料
 です。ご予約の
 の上、お気軽にご
 来庁ください。
 なお、同週間中は、
 開庁時間外につい
 ても対応いたしま
 すので、相談を希
 望する方は、ご予
 約をお願いいたし
 ます。

■お問い合わせ先 鹿児島地方法務局人権擁護課 ☎ 099 - 259 - 0684

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

女性をめぐる様々な人権問題の解決を図ることを目的として、「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。相談内容は問いません。相談には、法務局職員又は人権擁護委員が応じ、秘密は固く厳守されます。

■実施機関 鹿児島地方法務局
鹿児島人権擁護委員連合会

■実施日時等

(1) 期間：令和3年11月12日（金）から11月18日（木）まで

(2) 時間：平日 午前8時30分から午後7時まで

土曜日・日曜日 午前10時から午後5時まで

※ただし、土曜日・日曜日においては、福岡法務局人権擁護部が一括して対応

■電話番号 鹿児島地方法務局
全国共通ダイヤル 050 - 070 - 810（ゼロナナゼロのホットライン）
（IP電話からは接続できません。）



■お問い合わせ先 鹿児島労働局 雇用環境・均等室 ☎ 099 - 223 - 8239

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

詳しくは、鹿児島労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が高くなる傾向にあります。令和2年就労条件総合調査によると、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は43.2%と、前年調査より21.0ポイント増加しています。



（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

■お問い合わせ先 町民生活課国民年金係 ☎ 0997 - 72 - 1060

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

なお、老齢基礎年金を受けるときの保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られません。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができます。詳しくは、町役場国民年金係にお問い合わせください。



ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

■お問い合わせ先 町民生活課国民年金係 ☎ 0997 - 72 - 1060

保険料が納め忘れの状態である、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、手続きをしてください。

また、失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、町役場国民年金窓口へご相談下さい。



国民年金保険料免除等の申請について

■お問い合わせ先 古仁屋小学校附属幼稚園 ☎ 0997 - 72 - 1643

■募集期間
令和3年11月1日
～令和3年12月3日（金）

■募集園児
▽5歳児
平成28年4月2日
～平成29年4月1日までに生まれた子ども

▽4歳児
平成29年4月2日
～平成30年4月1日までに生まれた子ども

▽3歳児
平成30年4月2日
～平成31年4月1日までに生まれた子ども

■保育内容
遊びの中から人間性として「豊かな感性」「思いやりのある心」「生きる

力」を育みます。

■保育時間
・月、火、木、金
午前8時15分～午後2時
・水曜日
午前8時15分～午後11時45分

■預かり保育
幼稚園の教育時間終了後、家庭の事情等により保育を必要とする在園児を午後6時まで預かります。

※入園願書は、教育委員会総務課又は附属幼稚園に置いてあります。



古仁屋小学校附属幼稚園の園児募集

■お問い合わせ先 財産管理課地籍調査係 ☎ 0997 - 72 - 1196

登記名義人および相続人等の情報提供

大字	小字	地番	名義人	地目	面積
久慈	坂元	262番	定 里祥喜	原野	49㎡
	坂元	286番	元 貞祐喜	原野	99㎡
	川内の式	492番		原野	33㎡
	川内の壺	344番	上畑 清順	原野	99㎡
	川内の壺	352番	池田 米武美	畑	89㎡
	川内の壺	365番	定 善熊	原野	347㎡
	川内の壺	372番	三島 嶺佐登	原野	9.91㎡
	川内の式	440番	神田 栄信	原野	19㎡
	川内の式	499番	元 貞祥喜	原野	165㎡
	川内の式	501番	澤江 浦行	原野	79㎡
	川内の式	508番	永 栄喜信	山林	33㎡
瀬相	大勝原	126番	新田 ウエイ	田	634㎡
	大勝原	127番	永井富和喜	田	687㎡
	大勝原	131番	福田 地長	田	138㎡
	大勝原	137番		田	56㎡
	大勝原	132番	長田 直恒	田	201㎡
	大平原	516番	竹下 浦寿志	原野	264㎡

国土調査法に基づく地籍調査を行っていますが、表中の登記名義人および相続人等の情報が不明なため、広く情報提供を求めます。

関係者の消息情報をお持ちの方は些細な事でも構いませんので連絡をお願いします。



成年年齢引き下げまで半年を切りました

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。

【若者へのアドバイス】

- ★成年に達すると、親など法定代理人の同意なしに契約ができるようになりますが、一度交わした契約は簡単には取り消すことはできません。成年になるということは、自分の行動に責任を持つということでもあります。
- ★成年になったときに困らないよう、契約に関する知識や様々なルールを学び、本当に必要な契約かよく検討する力を身につけておくことが重要です。
- ★困ったときには、一人で悩まずすぐに相談することが大切です。

▽消費生活相談窓口

消費者ホットライン ☎ 局番なし 188 鹿児島県消費生活センター ☎ 099 - 224 - 0999
 瀬戸内町消費生活相談窓口 ☎ 0997 - 72 - 0640 (大島消費生活相談所) ☎ 0997 - 52 - 0999

■お問い合わせ先 企画課産業立地係 ☎ 0997 - 72 - 1112

Jシステムは、株式会社ライトアップ社が提供するシステムで、コロナ禍における各事業所の事業経営の安定化を図るため、受給可能な補助金・助成金を自動診断します。【無料】

また、診断結果に基づいて、各種助成金等を申請することもでき、申請に係る手間の軽減及び十分な助成金額を獲得するためのサポートを行います。【有料】

※相談や申請サポートは株式会社ライトアップ社が行います。

Jシステム（補助金・助成金自動診断システム）のご案内

▽診断スタート画面



自動診断

瀬戸内町 瀬戸内町

補助金・助成金診断

5分ほどで結構です。一緒に、いくら受給できるか診断してみませんか。

社員数3名のサービス業の会社は先日360万円を、社員数10名の建設業の会社は550万円を、社員数1名の飲食店は280万円を受給されました。業務のIT化や社員研修など様々な用途にご利用いただけます（しかも返済不要です）。

受給診断スタート >




瀬戸内町 Jシステム

検索

受給診断スタート >

■お問い合わせ先 保健福祉課保険給付係 ☎ 0997 - 72 - 1068

～瀬戸内町国民健康保険に関するお知らせ～ 『こんな時にも届出が必要です』

(こんなとき)	(届出に必要なもの)
<ul style="list-style-type: none"> 住所が変わったとき 世帯主や氏名が変わったとき 世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき 	保険証
<ul style="list-style-type: none"> 保険証をなくしたとき 	身分を証明するもの
※1 <ul style="list-style-type: none"> 修学のため、別に住所を定めるとき 	在学証明書(新年度のもの)、保険証
※2 <ul style="list-style-type: none"> 交通事故などにあったとき 	事故証明書(後日でも可)、保険証

※1 修学の為に転出し、別に住所を定めるとき

届出をしないと、国民健康保険の資格を喪失し、保険証が使えなくなります。修学を終えたら、その旨の届け出も忘れずにしてください。

※2 交通事故などにあったとき

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合でも、国民健康保険でお医者さんにかかることができます。その際には、必ず国民健康保険の窓口ご連絡し、「第三者行為による疾病届」を提出して下さい。加害者から治療費を受け取ったり示談で済ませたりすると国民健康保険が使えなくなる場合があります。示談の前に必ず国民健康保険窓口にご連絡ください。

※その他、国民健康保険に加入するとき・国民健康保険を離脱するときなどにも届出が必要になります。ご不明なことがありましたら、瀬戸内町保健福祉課の国民健康保険窓口へご相談下さい。